

津守下水処理場消化ガス有効利用事業基本協定書（案）

1 事業名 津守下水処理場消化ガス有効利用事業

2 事業場所 津守下水処理場

3 事業期間

（1）設計・建設

津守下水処理場消化ガス有効利用事業契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日^{※1}まで

（2）維持管理・運営

令和 12 年 4 月 1 日^{※2}から令和 32 年 3 月 31 日まで（20 年間）

（3）設備機器撤去

令和 32 年 4 月 1 日^{※3}から撤去の完了する日まで（ただし、維持管理・運営期間の終了日から 6 か月以内とする。）

※1…設計・建設期間の末日を表している。

※2…本事業（以下に定義する。）の事業者が設計・建設を設計・建設期間の末日までに完了させ、消化ガス有効利用施設の通常運転が可能となった段階で、当該事業者は、大阪市（甲）の承諾を得て維持管理・運営開始日を早めることができるものとする。

※3…※2に基づき維持管理・運営開始日を早めた場合は、当該維持管理・運営開始日の翌日から起算して 20 年間を経過する日とする。

上記の津守下水処理場消化ガス有効利用事業について、大阪市（以下「甲」という。）並びに株式会社●、株式会社●及び株式会社●（株式会社●を代表企業とし、代表企業以外の企業を、以下「構成員」という。また、代表企業及び構成員を個別に又は総称して、以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって、公正な基本協定（以下「本協定」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、乙が、複数企業存在する場合には、乙を構成する代表企業及び全ての構成員は、本協定記載の義務を共同連帯して履行する。

本協定の証として、本書●通を作成し、各自記名押印の上、各●通を保管する。

令和 年 月 日

甲	住	所	大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号	
	名	称	大阪市	
	氏	名	大阪市建設局長 ●	印

乙	住	所	●	
	商号又は名称		●	
	代表者氏名		●	印

乙	住	所	●	
	商号又は名称		●	
	代表者氏名		●	印

乙	住	所	●	
	商号又は名称		●	
	代表者氏名		●	印

目 次

第 1 条（目的）	1
第 2 条（定義）	1
第 3 条（事業の本旨等）	1
第 4 条（事業期間）	2
第 5 条（SPC の設立）	2
第 6 条（SPC の株主）	3
第 7 条（当事者の責務）	4
第 8 条（基本的合意）	5
第 9 条（準備行為）	5
第 10 条（事業契約締結の不調）	5
第 11 条（有効期間）	5
第 12 条（債務不履行等）	6
第 13 条（責任分担）	6
第 14 条（秘密保持等）	6
第 15 条（準拠法及び裁判管轄）	6
第 16 条（その他）	7
【別紙 1】 確認書	8
【別紙 2】 出資予定表	9
【別紙 3】 リスク分担表	10

津守下水処理場消化ガス有効利用事業基本協定書約款

(目的)

第1条 本協定は、津守下水処理場消化ガス有効利用事業（以下「本事業」という。）にかかる事業契約締結に向けた甲と乙の責務を定めるとともに、第4条に定める事業期間における甲と乙の義務を明確化して、各当事者によるその義務の履行を確実にし、もって、本事業の円滑な推進を図るとともに、第3条に定める事業の本旨等を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。なお、本協定に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項に定めるところによる。

- (1)「事業契約」とは、本事業の実施にあたり、第7条第1項の定めるところに従って甲と乙との間で締結される契約をいう。
- (2)「提示条件」とは、要求水準書、募集要項、優先交渉権者選定基準、様式集及びこれらの資料に関して、本事業に関する令和8年10月1日付けの公表後に受け付けられた質問に対する甲の回答に示された甲の要求事項（以下「質問回答」という。）その他本事業に関する事業者選定手続において甲が提示した一切の条件をいう。
- (3)「本件提案」とは、乙が提出した企画提案書その他の提案書類一式をいう。
- (4)「本施設」とは、本事業において乙が建設する消化ガス有効利用施設、設備及び付属品等の全てをいう。
- (5)「事業年度」とは、甲の事業年度のことをいい、毎年度4月1日から翌年3月31日までの期間のことをいう。
- (6)「要求水準書」とは、甲が令和8年10月1日付で公表した本事業にかかる要求水準書（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (7)「募集要項」とは、甲が令和8年10月1日付で公表した本事業にかかる募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (8)「本協定等」とは、本協定、事業契約、事業契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項にかかる書面、質問回答、要求水準書、募集要項、その他甲が本事業に関して公表した書類並びに本件提案により構成される契約をいう。

(事業の本旨等)

第3条 乙は、本事業の遂行により、甲が行う下水道事業の費用の軽減及び消化ガスの利用による温室効果ガス発生の低減を通じた地球温暖化防止並びに循環型社会づくりへの貢献がなされる等、本事業の有する高い公益性を十分に認識し、甲及び乙は、相互の立場を尊重し、各々誠実にその義務を履行する。

2 甲及び乙は、本事業に関し、本協定等に基づき、日本国の法令を遵守し、本協定等を履行し

なければならない。

- 3 本協定等及び書面による通知は日本語で作成される。また、本協定等の履行に関して甲及び乙間で用いる言語は日本語とする。
- 4 本協定の変更は、書面で行うものとする。
- 5 本協定等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、①事業契約、②本協定締結後事業契約締結に至るまでに甲及び乙又は SPC が本事業に関して別途合意した事項にかかる書面、③本協定、④本協定締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項にかかる書面、⑤質問回答、⑥要求水準書、⑦募集要項、⑧その他甲が本事業に関して公表した書類、⑨本件提案の順に解釈が優先する。ただし、本件提案が提示条件を上回る事項については、本件提案が⑤に優先する順位とする。本件提案に誤りが発見された場合又は本件提案が提示条件に定めのない事項を含んでいる場合、甲及び乙はその取扱いについて協議する。
- 6 乙が複数企業から構成される場合においては、甲は、本協定に基づく全ての行為を代表企業にのみ行うことで、甲が乙を構成する全ての構成員に対して行ったものと同一とみなす。また、本協定に別段の定めがある場合を除き、構成員は、本協定に基づく全ての行為を当該代表企業を通じて行わなければならない。

(事業期間)

第4条 本施設の設計・建設期間は、事業契約の締結日から令和12年3月31日までとし、本施設の維持管理・運営期間は、令和12年4月1日から令和32年3月31日までとする。ただし、乙が設計・建設を令和12年3月31日までに完了させ、本施設の通常運転が可能となった段階で、甲の承諾を得て、維持管理・運営開始日を早めることができる。また、本施設に関する設備機器撤去期間は、令和32年4月1日（ただし、第2文に基づき維持管理・運営開始日を早めた場合は、当該維持管理・運営開始日の翌日から起算して20年間を経過する日）から6か月以内の本施設の撤去が完了する日までとする。

(SPC の設立)

第5条 乙が SPC を設立し、SPC が甲と事業契約を締結する場合、乙は、事業契約の締結日までに、本協定等及び次の各号の定めに従って SPC を設立し、設立後速やかに SPC の履歴事項全部証明書、定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを SPC から甲に提出させる。その後、登記事項、定款又は株主名簿の記載事項が変更された場合も同様とする。

- (1) SPC は会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）に定める株式会社とし、本店所在地を大阪市内とする。
- (2) SPC の定款の目的には、本事業の実施に必要となる事業のみを定める。
- (3) SPC は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、その発行する全ての株式を同法第2条第17号に定める譲渡制限株式とし、新株予約権又は新株予約権付社債を新規発行する場合には、その発行する全ての新株予約権を同法第243条

第2項第2号に定める譲渡制限新株予約権とする。ただし、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書に定める事項については、定款に定めてはならない。

(4) SPCにおける事業年度は、毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする1年間とする。ただし、最初の事業年度の始期はSPCの設立日とする。

(5) SPCには、会社法第326条第2項に基づき、定款の定めによって取締役会、監査役及び会計監査人を設置しなければならない。

2 乙は、前項に基づくSPC設立後速やかに、【別紙1】の様式の確認書をSPCから甲に提出させるとともに、選任された取締役、監査役及び会計監査人並びに選定された代表取締役を甲に通知させる。取締役、監査役若しくは会計監査人又は代表取締役の変更がなされた場合も同様とする。

(SPCの株主)

第6条 乙は、前条第1項の規定に基づきSPCを設立するに当たり、代表企業及び全構成員はSPCの株主となるものとし、【別紙2】に代表企業及び各構成員の出資分として記載されている株数及び金額の出資をする。

2 乙は、次の各号の事項を誓約する。

(1) 事業期間が終了するまでの間、乙によりSPCの株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の全てを保有し続け、かつ、乙の代表企業の議決権保有割合が株主中最大となることを維持すること。

(2) 乙のうち代表企業の変更及び構成員の議決権保有割合の変更をしないこと。ただし、甲との事前協議により甲が特に認めた場合は、この限りではない。

(3) SPCが、株式等を新規発行しようとする場合、その他乙の構成員の議決権保有割合に影響が出る行為を行おうとする場合には、乙の構成員は、その発行を承認する株主総会において、前二号の事項を遵守することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。

(4) 乙は、SPCの株式等について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行おうとする場合には、前三号を遵守するほか、事前にその旨を甲に通知したうえで、第3項に定める手続を執ること。

(5) 乙は、SPCが本協定等に従って本事業を遂行していない場合、事業契約に規定される解除原因が発生している場合等、本事業の遂行状況に問題が発生している場合、甲の要求に従って、甲とSPCとの協議に参加し、本事業の遂行状況を改善するために必要な協力を行うものとし、SPCに関する情報を甲に提供すること。

3 乙のうち構成員は、前項各号の誓約の内容を担保するため、事業契約締結までのできるだけ早い時期に株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約締結後速やかに、当該株主間契約の原本証明付写しを甲に提出すること。

(当事者の責務)

第7条 本施設の設計・建設、維持管理・運営について、乙は、提示条件及び本件提案に基づき、公共性を認識し、善良なる管理者の注意をもって、自己の責任と判断により機能及び性能を全うするとともに、甲及び乙は（乙がSPCを設立する場合は、乙はSPCをして）、次の各号に掲げる場合には、令和9年度内の当該各号に定める時期の後、直ちに事業契約を締結する。ただし、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらず、令和9年度内に事業契約を締結できない場合、甲及び乙は（乙がSPCを設立する場合は、乙はSPCをして）、別途甲が指定する日までに事業契約を締結する。乙は（乙がSPCを設立する場合は、乙はSPCをして）、事業契約の定めるところに従って本事業を遂行する。

(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。その後の改正を含む。）に基づくFIP制度を利用して売電を行う場合

乙が本事業の消化ガス有効利用施設に関して、経済産業大臣により再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けたとき

(2) エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。その後の改正を含む。）、ガス事業法（昭和29年法律第51号。その後の改正を含む。）及びこれらの関連法令等に基づく託送料金制度を利用してガス導管注入を行う場合

乙が合成メタン等調達費の額等の通知に基づき託送料金の変更認可申請又は変分届出を行い、経済産業大臣より認可を受けたとき

2 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、次の各号のいずれかの事由が本事業の公募手続に関して生じたとき、本協定等（本件提案を除く。）に規定する応募者の遵守すべき事項に反したことが明らかになったとき、又は募集要項に定める参加資格要件（ただし、各項目における「応募する日において」は「事業契約を締結する日において」に読み替える。）を欠くに至ったときは、甲は本協定及び事業契約を解除し、又は事業契約を締結しないことができる。

(1) 乙が、本協定又は事業契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。)

(2) 本協定について、確定した排除措置命令等（乙以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、乙に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違

反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（本事業が、示された場合を除く。）に、本事業が、当該期間における入札、募集又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

（４）乙又は乙の役員若しくは使用人が、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 10 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者であることが判明したとき。

（５）乙又は乙の役員若しくは使用人が、本事業について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6、第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

3 甲は、乙が本協定等の義務に違反し、かつ甲による通知の後相当期間内に当該義務違反を是正しない場合、又は乙による本協定等の義務違反により本事業の目的を達成することができないと認められる場合は、本協定等の全部又は一部を解除することができる。

4 乙は、甲が本協定等の義務に違反し、かつ乙による通知の後相当期間内に当該義務違反を是正しない場合、又は甲による本協定等の義務違反により本事業の目的を達成することができないと認められる場合は、本協定等の全部又は一部を解除することができる。

5 乙は（乙が SPC を設立する場合は、乙は SPC をして）、事業期間において、事業契約を誠実に遂行し、本事業を実施するものとする。

（基本的合意）

第 8 条 乙は、乙が甲に対して行った本件提案を認識かつ了解していることを確認し、提示条件及び本件提案を遵守する。

（準備行為）

第 9 条 乙は、事業契約の締結前において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うものとし、甲は必要かつ相当な範囲で協力するものとする。

（事業契約締結の不調）

第 10 条 事由の如何を問わず、事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定等に別段の定めがない限り、既に、乙が本事業の準備に関して支出した費用は当該乙の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（有効期間）

第 11 条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、本施設に関する設備機器撤去が完了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、本協定の終了後も、第 10 条、本項、第 12 条、第 13 条、第 14

条及び第 15 条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(債務不履行等)

第 12 条 乙は、本協定等上の義務を履行しないことにより甲に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、本協定等上の義務を履行しないことにより乙に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

3 前二項に基づく損害賠償請求権は、本協定が終了した場合又は解除された場合であっても消滅しない。

(責任分担)

第 13 条 本事業に関する甲と乙との間の責任分担は、本協定、事業契約のいずれかに定めがない限り、原則として【別紙 3】リスク分担表によるものとする。

(秘密保持等)

第 14 条 甲及び乙は、本協定又は本事業に関して他の当事者から秘密情報として受領した情報について、かかる他の当事者の事前の書面による承諾を得なければ第三者に開示してはならないこと並びに本協定又は本事業の目的以外には使用してはならないものとする。ただし、裁判所から開示が命じられた場合、甲による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づく開示請求に応じる場合その他法令に基づく場合並びに甲及び乙の法律顧問、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに開示する場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示される以前に公知であったもの
- (2) 開示された後に、甲又は乙の責めによらずに公知になったもの
- (3) 開示される以前から甲又は乙が保有していたもの
- (4) 甲又は乙が正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負わずに知得したもの
- (5) 甲又は乙が、相手方から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの

3 乙は、本協定の有効期間中及び本協定の終了後においても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令及び本協定（本項及び次項において「法令等」という。）の規定を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報を開示又は漏洩してはならない。

4 乙が本条の義務に違反したこと又は乙の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、甲が損害を被った場合、乙は、甲に対しその損害を賠償するとともに、必要な措置をとらなければならない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 15 条 本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、本協定に関する紛争については、大阪地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 16 条 本協定に定めのない事項については、甲の定める条例その他規則の定めるところに従うものとし、当該定めがないときは、必要に応じて甲と乙が誠実協議のうえ、【別紙 3】リスク分担表に基づき定めるものとする。

(以下本頁余白)

【別紙1】確認書

確 認 書

【SPC名】は、津守下水処理場消化ガス有効利用事業に関し、大阪市並びに【●、●及び●】との間で令和●年●月●日付けで締結された津守下水処理場消化ガス有効利用事業基本協定書（以下「基本協定書」といいます。）の趣旨及び内容を了解したことを確認し、基本協定書の各条項において規定された事項を遵守することを誓約いたします。

令和●年●月●日

	住	所	●	
【SPC名】	商号又は名称		●	
	代表者氏名		●	印

【別紙 2】出資予定表

株主名	参加区分	引受株式数	出資引受額
●	代表企業	普通株式●株	●円
●	構成員	普通株式●株	●円
●	構成員	普通株式●株	●円

【別紙３】リスク分担表

以下に示す表のリスク負担者のうち、○は主分担、△は副分担を表しているが、甲乙双方がリスク負担者となっているもの及び副分担の負担範囲・負担方法については、甲と乙が協議を行って決定する（なお、本別紙において、「乙」とは、SPC も含むものとする。）。

(1) 事業者選定段階

リスクの種類	摘要	負担者	
		甲	乙
募集要項リスク	募集内容の誤りに関するもの	○	
	甲の責めに帰すべき事由による内容の変更	○	
事業契約不成立リスク	甲の責めに帰すべき事由により事業契約が結べない、又は事業契約の締結手続に時間がかかる等	○	
	乙の責めに帰すべき事由により事業契約が結べない、又は事業契約の締結手続に時間がかかる等		○
	上記以外の場合	○	○

(2) 共通段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			甲	乙
政策関連リスク	法令変更リスク	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更によるもの	△ ^{注1}	○
		上記以外の広く一般に適用される法令変更によるもの		○
	許認可・届出リスク	甲が取得する許認可及び届出に関するもの	○	
		乙が取得する許認可及び届出に関するもの		○
	税制リスク	法人税の変更に関するもの		○
		消費税等の変更に関するもの		○
		土地所有に関する新税	○	
		建物所有に関する新税		○
		その他新税に関するもの（法人の利益にかかる税を除く。）	○	○
	施策リスク	甲のエネルギー政策等の方針変更によるもの	○	
社会リスク	住民問題リスク	乙の責めに帰すべき事由による住民反対運動・訴訟に関するもの		○
		上記以外の住民反対運動・訴訟に関するもの	○	
	環境リスク	本施設の建設・維持管理にかかる騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの		○
	第三者賠償リスク	甲の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた損害に関するもの	○	
		乙の責めに帰すべき事由により、第三者に与えた損害に関するもの		○
		不可抗力により第三者に与えた損害	△ ^{注1}	○
経済リスク	物価リスク	インフレ・デフレに関するもの		○
	金利リスク	金利の変動に関するもの		○
債務不履行リスク	制度適用リスク	売却益を確保するための制度の適用を受けられなかった場合		○
	契約解除リスク	乙の債務不履行によるもの		○
		甲の債務不履行によるもの	○	
	不可抗力リスク	天災等による設計変更・中止・延期	△ ^{注1}	○

注1：甲がリスクを負担する方法は、消化ガス買取り単価の調整等による。

(3) 施設計画・設計段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			甲	乙
計画・設計リスク	公開資料リスク	甲による公開資料の誤り等に関するもの	○	
	事前調査リスク	乙による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの		○
	設計リスク	甲の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	○	
		乙からの請負業者及び委託先業者への指示、判断の不備による設計変更		○

(4) 施設建設段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			甲	乙
建設リスク	工事遅延リスク	乙の責めに帰すべき事由により、工事が契約より遅延し、完工しないリスク		○
		甲の要求による設計変更により遅延する、又は完工しないリスク	○	
	施工監理リスク	施工監理に関するリスク（甲の帰責事由及び不可抗力によるものを除く。）		○
	コスト・オーバーラン・リスク	甲の指示による工事費の増大・予算超過	○	
		上記以外の工事費の増大・予算超過（不可抗力によるものを除く。）		○
		事業用地の配管等既設埋蔵物等による費用増加		○
	性能リスク	規定条件不適合		○
	施設・設備損傷リスク	乙の責めに帰すべき事由により、使用前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○

(5) 維持管理・運営段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			甲	乙
性能リスク		規定条件不適合		○
収入リスク		再生可能エネルギーの売買価格等に起因する事業収入の変動		○
維持管理・運営コストリスク		甲の責めに帰すべき事由による事業内容・用途変更等における維持管理・運営費の増大	○	
		上記以外の維持管理・運営費の増大（不可抗力によるものを除く。）		○
計画変更リスク		甲の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
		天災その他不可抗力によるもの	△ ^{注2}	○
施設・設備損傷リスク		劣化による施設・設備の損傷		○
		甲の責めに帰すべき事由による事故・火災に伴う施設・設備の損傷	○	
		乙の責めに帰すべき事由による事故・火災・その他、乙の帰責事由に伴う施設・設備の損傷		○
消化ガスの変動リスク	ガス減少リスク	甲が提供する消化ガス量に関するもの	△ ^{注3}	○
	性状変化リスク	甲が提供する消化ガス性状に関するもの	△ ^{注4}	○
環境価値の調達リスク	コスト増減リスク	市場価格の変動による調達コスト増減		○
	調達不可リスク	カーボン・クレジット市場等における売買可能量が規定量を下回ることによる調達不可	○	
		上記以外による調達不可		○

注2：甲がリスクを負担する方法は、消化ガス買取り単価の調整等による。

注3：消化ガス量の最低供給量までの減少分は乙が負担するが、それを超えて減少した場合、甲は協議の上、消化ガス買取り単価の調整によりリスクを負担する。

注4：消化ガスの硫化水素濃度が要求水準書に示す管理基準を上回った場合、当該管理基準を下回るまで乙は消化ガスの受取りを一時中止できる。

(6) 施設撤去段階

リスクの種類		摘要	負担者	
			甲	乙
撤去リスク	工事遅延リスク	工事が契約より遅延し、完工しないリスク		○
		甲の要求による設計変更により遅延する、又は完工しないリスク	○	
	施工監理リスク	施工監理に関するリスク		○
	コスト・オーバーラン・リスク	甲の指示による工事費の増大・予算超過	○	
		上記以外の工事費の増大・予算超過		○